

岐阜県公報

号外 (六) 平成十九年 四月 一日

目次

教育委員会規則

岐阜県盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する規則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県立特殊教育諸学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課)

(同)

(同)

ページ

一
二
二

教育委員会規則

岐阜県盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県教育委員会
委員長 加藤 智子

岐阜県教育委員会規則第十三号

岐阜県盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する規則（昭和三十二年岐阜県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に、「基本」を「基づき」に、「盲学校、聾学校及び養護学校の」を「特別支援学校の」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第二条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第四条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 加藤 智子

岐阜県教育委員会規則第十四号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四章 特殊教育諸学校を「第四章 特別支援学校」に改める。

第十条の見出し中「盲者等」を「視覚障害者等」に改め、同条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「盲者、聾者又は知的障害者」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者」に、「若しくは」を「又は」に、「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第十一条の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十三条(見出しを含む。)及び第十四条中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。
別記第一号様式及び別記第二号様式中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「チ・ウ・シ・ナ・シ・ビ」を「チ・ウ・シ・ナ・シ・ビ・ジャ」に改める。

別記第四号様式中「盲、聾、養護学校長」を「特別支援学校長」に、「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

別記第五号様式及び別記第八号様式中「盲、聾、養護学校長」を「特別支援学校長」に改める。

別記第九号様式中「盲学校等」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別記第十号様式中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

別記第十二号様式中「盲、聾、養護学校長」を「特別支援学校長」に、「盲者等」を「視覚障害者等」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別記第十四号様式中「盲、聾、養護学校長」を「特別支援学校長」に改める。

別記第十五号様式中「印刷機」を「活字組機」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の学校教育法施行細則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の学校教育法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県立特殊教育諸学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 加藤 智子

岐阜県教育委員会規則第十五号

岐阜県立特殊教育諸学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特殊教育諸学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県立特別支援学校管理規則

第一条中「岐阜県立盲学校、岐阜県立聾学校及び岐阜県立養護学校」を「岐阜県立特別支援学校」に改める。

第二条中「学科及び修業年限」を「学科、修業年限及び当該学校が行う教育」に改める。

第五条中「盲学校」を「視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校」に、「聾学校」を「聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

第六条第一項の表中「盲学校、聾学校、肢体不自由者及び病弱者を教育する養護学校」を「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校」に、「知的障害者を教育する養護学校」を「知的障害者に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

第十二条中「盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校」を

「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校」に改める。
 第十二条の二第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。
 第十三条第一項中「知的障害者を教育する養護学校」を「知的障害者に対する教育を行う特別支援学校」に改める。
 第十四条第一項第二号を次のように改める。
 二 岐阜県立大垣特別支援学校
 別表を次のように改める。
 別表(第二条関係)

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校		岐阜県立長良特別支援学校		岐阜県立岐阜聾学校			岐阜県立岐阜盲学校		名 称
中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	幼稚部	部
		全日制の課程			専攻科の課程	全日制の課程		専攻科の課程	課 程
		普通科			理容科 情報処理科	普通科 産業情報科		理療科 保健理療科	学 科
					二年			三年	修 業 年 限
肢体不自由者に対する教育		病弱者に対する教育		聴覚障害者に対する教育			視覚障害者に対する教育		当該学校が行つ教育

岐阜県立大垣特別支援学校			岐阜県立飛騨特別支援学校			岐阜県立飛騨特別支援学校 高山日赤分校			岐阜県立関特別支援学校			岐阜県立中濃特別支援学校			岐阜県立恵那特別支援学校			岐阜県立東濃特別支援学校			岐阜県立郡上特別支援学校		
小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	小学部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	小学部	小学部	中学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部
		全日制の課程			全日制の課程			全日制の課程			全日制の課程			全日制の課程			全日制の課程			全日制の課程			全日制の課程
		普通科			普通科			普通科			普通科			普通科			普通科			普通科			普通科
知的障害者に対する教育			知的障害者に対する教育			病弱者に対する教育			知的障害者に対する教育			肢体不自由者に対する教育			病弱者に対する教育			知的障害者又は肢体不自由者に対する教育					

別記第一号様式、別記第二号様式、別記第三号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第八号様式及び別記第十一号様式中「~~岐阜県立飛騨特別支援学校~~」を「~~岐阜県立飛騨特別支援学校~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる岐阜県立養護学校の職に補せられている者、当該機関に勤務を命ぜられている者又は当該機関の職に兼ねて補せられている者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ同表の相当する下欄に掲げる岐阜県立特別支援学校の職に補せられ、当該機関に勤務を命ぜられ、又は当該機関の職に兼ねて補せられたものとする。

岐阜県立長良養護学校	岐阜県立長良特別支援学校
岐阜県立岐阜希望が丘養護学校	岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校
岐阜県立大垣養護学校	岐阜県立大垣特別支援学校
岐阜県立飛騨養護学校	岐阜県立飛騨特別支援学校
岐阜県立飛騨養護学校高山日赤分校	岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校
岐阜県立関養護学校	岐阜県立関特別支援学校
岐阜県立中濃養護学校	岐阜県立中濃特別支援学校
岐阜県立恵那養護学校	岐阜県立恵那特別支援学校
岐阜県立東濃養護学校	岐阜県立東濃特別支援学校
岐阜県立郡上養護学校	岐阜県立郡上特別支援学校

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の岐阜県立特殊教育諸学校管理規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県立特別支援学校管理規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）